

番号	処分名	条例等名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
1	指定管理者の指定	松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	第8条	120日	—	設定している	—	総務課
2	開示請求に対する決定	松前町個人情報保護条例	第20条第1項及び第2項	15日以内	—	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
3	訂正の請求に対する決定	松前町個人情報保護条例	第30条第1項及び第2項	30日以内	—	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
4	利用停止の請求に対する決定	松前町個人情報保護条例	第37条	30日以内	—	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
5	公開請求に対する決定	松前町情報公開条例	第10条第1項及び第2項	15日以内	—	根拠条例等の規定のとおり	—	総務課
6	使用料の減免	松前町行政財産の目的外使用に係る使用料条例	第3条	10日	—	設定している	—	財政課
7	使用料の還付承認	松前町行政財産の目的外使用に係る使用料条例	第4条ただし書	10日	—	設定している	—	財政課
8	庁舎内における行為の許可	松前町庁舎等管理規則	第5条	10日	—	設定している	—	財政課
9	手数料の還付承認	松前町手数料条例	第3条第2項	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
10	手数料の免除	松前町手数料条例	第5条	10日	—	根拠条例等の規定のとおり	—	財政課
11	閲覧承認	地価公示台帳閲覧規則	第4条	即日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	税務課